# キマタイムス

もっとお互いを理解するための場や時間を 9

日本自立生活センター自立支援事業所 2020年9月25日発行 第114号

\* 居場所づくり贮す金会 第63弾 \*

## 海外の障害者自立支援について 学びましょう

ゲスト: 井上武史さん (メインストリーム協会)



今回の居場所づくり勉強会では、兵庫県西宮市の自立生活センター「メインストリー ム協会」の介助者・職員である井上武史さんをゲストにお迎えします。

井上さんは、1998年に介助のアルバイトでメインストリーム協会と出会い、2004年か らはメインストリーム協会の職員として、介助や自立生活運動に携わっておられます。

メインストリーム協会は、他の CIL では、行っていない、途上国の障害者の自立支援。 現在までに、パキスタン・ネパール・カンボジア・モンゴル・台湾・韓国・コスタリカ 等の国々から研修生を受け入れ、それぞれの国での自立生活センターの立ち上げを支援 されています。中でも井上さんは JICA の草の根技術協力事業「コスタリカ自立生活推進 プロジェクト」でプロジェクトマネージャーを務め、現地の障害当事者たちとともに、 中南米初の「障害者自立推進法」の制定に尽力されました。

途上国の障害者支援の現状や日本との違いについて、お話し伺いましょう。

★井上さんがやり取りの中で、「こうなりたいとは思ってたかも知れません。ただここを 目指して来たわけではない。旅を続けていく中でいろいろな人との出会いがあり、今が ある。」と言われていました。その経験には、ハチャメチャなこともあったようです。楽 しいお話しも交えてもらいながらの時間を…

\* コナ感染症予防のたX級気を良くし、 人数が多い場合は ZOOMで 木目談室ともつなぎます。※ 日時 2020年10月20日(火) 14:00-16:00

場所 JCIL 本体事務所·相談室

#### こころとからだをすっきり! ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか?ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日 の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感 もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ! ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。











日 時: 10月6日(火)

17:00-18:15 (OPEN 16:45)

所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

★☆☆ 密にならないよう、換気をこまめにして開催します。☆☆★

※ このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

#### 第62 弾 居場所づくり勉強会 報告

#### 『介助の現場で互いが使う言葉について改めて確認し合いましょう』 に参加して

下林 慶史

去る9月11日に、居場所づくり勉強会が、日本自立生活センター本体事務所にて行われました。今回のテーマは「介助と介護」で、新型コロナウイルス感染症予防対策のため ZOOM を活用し、会場と人数を分散して実施されました。

今回のテーマのきっかけは、前回の居場所づくり勉強会にて、T さんと Y さんが 介助を受けているときに感じること(モヤモヤ)があると発言してくれたことから、その「モヤモヤ」は何なのかということをもう少し掘り下げて、みんなで共有しようと いうことになりました。今回の勉強会の準備段階から下林も関わり、何度か打ち合わせを重ねて当日を迎えました。

最初は、「介助」という言葉と「介護」という言葉のイメージについて、参加者それぞれが述べました。

ある障害当事者からは、介助はあくまでもサポートであるが、生活のすべてを自己 決定するのは現実的にはしんどさを感じることが述べられました。また別の障害当 事者からは、介護は一日に決まったことをやる、介助は当事者の意思を尊重すると いう意見が述べられたり、呼び方はどうでもよいが意思をちゃんと汲み取ってくれ るかが大切であること、知的障害者の場合は考えることのサポートが必要であり、 難しさがあることが述べられたりしました。

障害当事者からは介助に対するプラスの印象が多く語られましたが、一方で時と 場合・心身の状況(状態)によっては、介助だけでは厳しい場合があることも同時に共 有されました。

また、勉強会に参加してくれた介助者も意見を述べてくれました。ある介助者からは、明確な指示がある障害当事者の方はやはりありがたい。失敗する場合でも本人の意思があれば、それも含めて見守るようにしている。ただ、障害当事者も高齢になっていて「介助」と「介護」を行ったり来たりしながら支援していることであったり、ただ当事者の指示を待っているたけで「威圧的」に感じ取られてしまう場合があったりすることが述べられました。加えて、そもそも「介助」は人の生活に入り込んでいくことなので、どこまで・どのようにしたらよいか悩みながらも仕事をしていることなどが述べられました。

今回の勉強会については、障害当事者・介助者どちらかが一方的に意見を述べる会

にはしたくないという個人的な思いが ありましたが、双方共に意見を出しあ って共有することができたと思います。

この勉強会が、少しでもお互いの生活や仕事での関係性をより良くする一つのきっかけになることを願っています。



# JCIL 若手介助者のつながりを考える会

こんにちは! 4月からJCIL 常勤介助者をしています。林まゆ子です。 昨年の1年間、神戸の CIL リングリングで介助者のアルバイトをしていた ことをきっかけに、介助に興味を持ち、もともと京都出身なので、こちらで 働くことになりました。私自身が、もっと介助者同士で話せたらなあと思っ ていたところ、小泉さんから、若手でちょっと話してみないかと、何人か紹 介してもらったことがこの会のきっかけです。

日々の介助の中で、「なんだかなあ」「どうしてよー」「しんどいなー」など、モヤモヤとしたり戸惑いを感じたりすることは、経験の長短に関わらずあると思います。

HHHHHHHHH

そこで、介助者同士が思いを共有し、もやもや・戸惑いの「根本」を知ってゆくことが大事なんじゃないかと考えながら、Zoom を使って語り合う場を6月から始めてみました。(これまで月約2回ペースで9回開催)今のところ、6~7人でお互いの都合を合わせながらゆるい感じでしています。

気をつけていること(お互い注意しあうこと)として、①プライバシー厳守! (当事者が特定されることの無いよう)②話を外に出さない(この場だけの話にする)③当事者を悪者にしない。等があります。けれど実際、これらの方法はまだ探り探りの状態で、みんなで気をつけながら、進めてゆきたいと思っているところです。

今までの話題として、コロナ禍の近況報告や、当事者研究の論文をよんだ感想の話し合い、日々の介助での「もやもや」の共有などをしています。時には、最近見た映画の話をしたり、話の落としどころをはっきり決めずに、ゆるゆると話したりもしています。

あれこれ迷いながらも、会をつくろうとしています。「介助者」としての モヤモヤや戸惑いを、ただ「しょうがないもの」として流すのではなく、自 分たちの問題として一緒に考えていきませんか?どんな感じなのかちょっと のぞいてみるのも大歓迎です。どうぞお気軽に連絡してください。!(^^)!

JCIL 若手介助者のつながりを考える会連絡先→kaijo.hanasu@gmail.com



昨年の今頃、旧優生保護法による強制不妊手術の裁判のことを書かせて頂きました。 まだまだ続いています。今回掲載させて頂く新たな裁判です皆さんご協力をお願いし ます。 香田晴子

滋賀県優生保護法情報公開請求裁判 大津地裁傍聴行動ご協力のお願い

#### 優性保護法情報開示請求裁判 第1回期日のご案内

### 2020年10月30日(金)

14:30~ 大津地方裁判所第一号法廷

- ◆ 大津地方裁判所前にて傍聴要請行動を行います
- ◆ 集合場所 (JR 大津駅) に 13:30 までにお集まりください
- ◆ JR 大津駅から大津地方裁判所まで一緒に歩きます
- ◆ コロナの影響で座席数に限りがあるため傍聴できない場合があります
- ◆ 傍聴ができなかった方には後日になりますが口頭弁論など裁判報告をお 送りします

## 滋賀県優生保護法情報公開請求訴訟裁判傍聴へのご協力をお願いします

京都優生保護法を考える有志メンバー(調整中)

連絡先:村田恵子

E-mail:miyabi-japan@ae.auone-net.jp

携帯:090-8886-9377

京都新聞社は、2018年に滋賀県における旧優生保護法(1948~96年)下での強制不妊手術関連の文書について公文書開示請求をおこないました。一部開示とされた文書は、ほとんどが黒塗りにされていたため、同社は滋賀県情報公開条例に基づき不服審査請求を出しました。その結果、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会(以下、審議会と略)は、2019年8月に被害者と保護義務者の名前と住所、審査を申請した医師の名前以外はおおよそ全面開示が妥当とする答申をおこないました。

ところが滋賀県は、答申に反して審議会が開示すべきとした 449 ヵ所中、349 ヵ所を再び黒塗りにして開示してきました。そこで、同社は滋賀県に対して優生保護法情報公開請求訴訟を提訴することにしました。

わたしたちは、優生保護法下で行われた強制不妊手術等の人権侵害に対して謝罪と賠償、再発防止策を求め、2019年4月には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の成立へと漕ぎ着けました。まだまだ、旧優生保護法をめぐって残された課題が指摘される中、地方公共団体に保管されている旧優生保護法関連文書は、実態を解明し検証につなげていく上で不可欠なものとなります。このたび、滋賀県が審議会の答申に反してまで黒塗りにて一部開示したことは残念でなりません。

わたしたちは、滋賀県優生保護法情報公開請求裁判への社会的関心の高さをアピールしていくため、滋賀県優生保護法情報公開請求裁判への傍聴を呼びかけます。

2020年9月22日